

## 第3回史跡三重津海軍所跡整備基本計画策定委員会

1. 日時：平成28年10月20日（木）13：30～16：30
2. 場所：佐賀市役所 大財別館4階
3. 出席者：
  - ・委員8名 【有馬委員、今津委員、内田委員、重藤委員、金子委員、渡辺委員、北村委員、田代委員】  
※欠席：藤田委員、清水委員
  - ・助言者2名 【内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室本中参事官、佐賀県教育庁文化財課徳富参事】
  - ・所有者1名 【国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所富岡所長】  
※欠席：佐賀県有明海漁業協同組合
  - ・関係機関6名 【国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所諸富出張所所長  
佐賀県文化・スポーツ交流局文化課世界遺産推進室長  
市建設部南部建設事務所長、市農林水産部水産振興課副課長  
市教育委員会文化振興課長、市企画調整部三重津世界遺産課長】
  - ・事務局11名
4. 会議内容：

### ◆会長あいさつ

史跡としての整備計画策定の委員会であるが、同時に世界遺産でもあることを念頭に置いて協議していく。3回目でもあり、そろそろ具体的に踏み込んだ議論になってくる。ドックの見せ方等についても議論していかなければならない。

### ◆議事：

#### (1) 第2回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

##### 説明

- ・前回の委員会での主な指摘事項と対応方針を、資料に沿って説明。(資料①)

##### 質疑応答

なし

#### (2) 目次構成案と作成スケジュールについて

##### 説明

- ・整備基本計画目次構成の変更を説明(資料②-1)
- ・整備基本計画の進め方(案)を説明(資料②-2)

**質疑応答**

なし

**(3) ワークショップの実施報告について**

**説明**

・10月1日に地域住民を対象に開催したワークショップについて説明（資料③）

**質疑応答**

委員

このような形で関心を持って地域の住民に参加してもらい、意見をいただくことは大事。まずは世界遺産の整備活用の原則的な考え方を理解してもらうことが重要。例えば「横浜の山下公園にある氷川丸のように、凌風丸を浮かべたらどうか」という意見があるが、氷川丸は本物である。凌風丸のように本物でないものを浮かべると、価値全体にどういう影響を与えるかという問題がある。このよう大原則となる考え方をきちんと説明して理解していただいた上でご意見をいただくような形で進めると良い。

**(4) 史跡三重津海軍所跡整備基本計画について**

**説明**

・計画の第1章～第3章について説明（資料④-1）

**質疑応答**

**【第1章】**

委員

P2の計画の対象範囲（世界遺産の緩衝地帯）はどうやって決めたのか。取扱いの制限、例えば対岸の農地は農地に関わる制限がかかると思うが、その他対象範囲の中に制限がかかるものはあるのか。

事務局

世界遺産の緩衝地帯の範囲について、世界遺産の場合は個々の資産を保護するため、その周辺を守るための緩衝地帯を設けるという原則がある。三重津海軍所跡から大川市側を見たときに早津江川が流れている。その先に、現在は水田地帯だが、当時は葦原の景観があり、開発地ではない状況が広がっていたことが分かっている。対岸の葦原の状態をイメージさせるという景観を保全するために、大川市側の農地を緩衝地帯に含んでいる。また、三重津海軍所跡の西側の住宅地について、海軍所稼動期も集落域として街区があったことがわかっており、街区の景観を保持するために緩衝地帯に含んでいる。緩衝地帯の範囲の設定は誰が見てもわかりやすいもので区切る必要があるので、南側は橋を含む道路まで。右上（北東）は現在建設途中だが、有明海沿岸道路まで。街区は周りの道路、北は農地を含む北側の道路で設定した。

計画の対象範囲内の制限について、緩衝地帯は国内の法律で守るのが原則である。佐賀県側は佐賀市の景観条例、福岡県側は福岡県の景観条例があり、全体は景観保持の条例で守られている。資産そのものは文化財保護法、河川や河川敷は河川法の制限で守られている部分もある。大川市側の農地は農地法や農振法で保全を図る。街区は佐賀市の都市計画の範囲内であり、都市計画法で守る。景観条例、農地法・農業振興法、都市計画法、河川法など、既存の法律で全体を守っている。それ以外でこのエリア内に制限をかけるものは設けてない。

- 委員 有明海沿岸道路が通る予定になっているが、史跡の北側の新たに史跡として追加指定される部分を含んでいるのか。
- 事務局 稼動期以前の船屋期の遺構が残っていることが調査でわかっているが、指定の手続き上一度では指定できなかったのが、今後追加指定を目指すというエリアで設定している。
- 委員 ここに橋脚がくることはないのか。
- 事務局 ここは当初は土盛りの予定だったが、国交省のご配慮により全て橋梁で飛ばす、橋脚もこの範囲は避け、遺構に影響がないような設計にしている。
- 有馬委員 緩衝地帯の範囲をどうやって決めたかというのは協議会の推薦書にも書いてあるが、ものすごく厳密に書いてあるかという点、そうではない。概ね景観上でその遺産の歴史性が破壊されるような恐れがあるところは、バッファゾーンとして守っておこうという意図である。
- 委員 三重津海軍所跡の景観的に影響があるということで、世界遺産登録が決まった後に有明海沿岸道路の橋のデザインを変更されたと聞いたが、どうなのか。
- 事務局 まず有明海沿岸道路の計画が先にあり、三重津海軍所跡を世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産にという話が出た際に、道路と史跡の場所が近接している点について議論になった。最初は土盛りの設計だったが、地下遺構に影響がないように橋を架け、橋脚もその範囲を避けて設計していただいている。景観についても、非常に大きな構造物が建

つので、橋の桁をできるだけ薄くし、空の色に溶け込むような色、形など、橋梁の工法を大幅に設計変更し、三重津海軍所跡に立って橋を見たときに、それほど違和感のないように配慮いただいた上で、工事が始まっている。

## 【第2章】

- 委員 P52 の多布施反射路の「多布施」が抜けている。ドライドックという言葉が目につくようになった。以前は船渠、単にドックという言葉が使われていた。例えば P28 に「護岸遺構」とあるが、P32 では「ドライドック」となっている。言葉と概念の統一をしたほうが良い。
- 事務局 保存管理計画書を作る時は木組護岸遺構を強調していたが、その後、調査が進んで木造ドックではなく土のドックということがわかった。構成要素としての名称が変えられないところはそのままにしているが、施設としての名称はドライドックに統一しようとしている。
- 委員 長期間かけて作成しているので修正している間に古い言い回しが残ってしまっているが、同じものは同じ言葉にしたほうが良い。概念について、具体的な構造物についてとあるので、チェックが必要。既に確定している文書上の表現は直せないのであれば、どこかで関係が分かるような表現が必要。一番中心的な遺構であるため、混乱させるのは良くない。基本的にはドライドックという言葉で統一すると良い。
- 委員 細かい話になるが、P10 の i)文化財保護法のところで、史跡地の周辺の話の後に史跡地内の話になっているので、順番を変えたほうが良い。
- P11 の vii)都市公園法のところを読むと、公園内での整備が全くできない印象を受ける。もう少し適切な文章が入るのでは。
- P18 以降で、「史跡の価値を構成する諸要素」とあるが、「本質的価値」という言葉をどう使っていくか。P24 の表には「本質的価値」という言葉が使われているが、P18 には「本質的」という言葉が抜けている。意図して使い分けているのか。
- 事務局 P18、P19 でも「本質的価値」という意味で使っているため、P18 に「本質的」という言葉を加える。
- P11 の都市公園法の記述については、再度検討し、誤解を招かない言葉に書き換える。

P10 の文化財保護法についても順番を入れ替える。

委員 P22 の図の下の青枠内、本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の中に<近現代の地下遺構>とあるが、P18 の表の「史跡等を構成する要素」の中に<近現代の地下遺構>があるのは、矛盾していないか。

事務局 商船学校期や、それ以降の近代の地上構築物の取扱いについては P22 の「史跡の価値を構成する諸要素」と P23 の「史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素」という形で分けている。保存管理計画書を作成する際に、海軍所稼動期以降の海や船との関わりを示すものなど「史跡の価値はないが、それに準ずる価値のあるもの」をどう表現するか検討し、このような形になった。その説明が今回の資料では抜けているため、分かりにくくなっている。

委員 P18 の点線から上が P22 の図ということか。

事務局 P18 の点線から上の部分から「現代の地上構築物など（公園、漁港に関連する要素）」を抜いたものである。その部分は P23 に含まれている。P22 は三重津海軍所に関する歴史性を伝えるものという整理である。図だけで説明が無いのでわかりにくくなっている。保存管理計画書をベースとしているが、それを今回の計画に再配置した際に、要素の整理、文言の統一ができておらず混乱が生じている。再度要素ごとにどんな括りができるかを検討して齟齬がないように整理する。

委員 P18 の①が P22 の図に相当するはずだが、P22 の図には P18 の②の一部が入り込んでしまっている。

委員 P22 と P23 はどちらも史跡地内のことだが、P18 では史跡地外のことも記載してある。整理をしてほしい。

委員 史跡指定の際に決められた史跡の構成要素が本質的な価値である。近現代の商船学校に関する遺構などは指定文には出てこない。そういう意味では本質的ではない。ただし、史跡を構成する重要な要素であるはず。そのような要素を「史跡の価値を構成する要素」とし、指定文に出てくるようなものを「史跡の本質的な価値を構成する要素」とするようにして、「本質的」という言葉を使い分けてはどうか。

事務局 P18 の①が本質的価値という意味で括っている。

委員 P18 の中で価値判断をあらわしてはどうか。史跡を構成する要素の中でも撤去したほうが良いものも整理すると「外すべきもの」としてわかりやすくなるのでは。

P25 の記載基準への適合のところ、基準(ii)、基準(iv)とあり、それぞれ説明文があるが、基準そのものの記載が無いので、意味が分からない。

P28 に国としての価値、地方・地域としての価値とあるが、史跡としての価値という意味か。

【基準 (ii)】 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

【基準 (iv)】 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

事務局 P25 は登録基準の記載を入れて、その下にどの部分が反映されているかを記載する。

P28 については、説明もなく CMP から抜粋しているためわかりにくくなっている。世界遺産の構成資産としての顕著な普遍的価値、史跡としての価値、地方や地域にとって重要なローカルな価値としている。ここでは海軍所稼動期の構成要素が世界遺産・国にとって価値があり、それに準ずる商船学校に関する遺構など地方としての価値があるものである。わかりやすく整理したい。

委員 P35 に歴史公園について書いてあるが、整備したのはいつなのか、都市公園法で分類されている歴史公園になっているのか、都市公園の名称は何か分からない。

また、都市公園としての範囲と史跡としての範囲を記載した方がわかりやすいのではないか。P10 に記載している公園としての範囲を、P36 の図にも記載してはどうか。

南部建設事務所 名称は佐野記念公園で、公園部分を歴史公園と呼んでいるが、都市公園法上では歴史公園ではなく、地区公園である。公園区分を変更するかどうかは今後の検討課題である。公園の範囲は史跡指定地よりも広い範囲

となっている。平成 16 年に都市公園として開設された。

委員 P43 でタイトルが「③展示施設としての整備」となっているが、「史跡としての整備」ではどうか。この表現だと史跡全体が展示施設と解釈できてしまう。

事務局 展示施設としての整備の中の屋外展示施設の部分については今のところ本格的なものではなく、臨時的にやっているという意味合いで記載している。

委員 「③展示施設としての整備」のタイトルが不適切ではないか

委員 サインとかインフォメーションのことなので、展示施設という言葉にそぐわないのではないかということ。

事務局 文言については検討させてほしい。

委員 P47 に<観光>、<広域誘導>、<地域>、とあるが、<地域>は P48 の⑤マネジメントに関わる話ではないか。

事務局 項目の移動について検討する。

委員 P48 の「⑥整備のための調査研究」について、調査研究は整備のために限らないので、「整備のための」を削除してはどうか。

P49 の「①保存に関する課題」として①の 2 段落目にモニタリングとあるが、その前段階として、覆土によって遺構の損傷を防ぐなど、まずはモニタリングの前に遺構を保存するということを記載してはどうか。

P50 に 5 行目から管理運営の記載があるが、そこから「④管理運営」と小項目を立てた方が良いのではないか。

事務局 覆土については文章を追加する。

管理運営についても小項目化を検討する。地域の部分についてもマネジメントの項目への移動を検討する。調査研究に関しても「整備のための」を削除する。

委員 P47 の<地域>という分け方について、まちづくりなのか、住民参加なの

かはっきりと分からない。何をやろうとしているのかを考えて構成した方が良い。

委員 2.5 現状及び課題について、p30 からまず現状を説明して問題点があるという構成になっているが、P49 にまた保存に関する課題とあるように、状況と課題のセット関係が章の中でバラバラになっている。同じものは同じ場所で整理したほうが理解しやすいのではないか。P30 で保存に関する課題はないと書いていながら、P49 ではいきなり課題が出てきている。

事務局 2.5 の基本的な考え方としては、まず現状を説明し、現状から見える問題点を抽出し、それを解決するための課題をまとめている。「現状・課題」となっているので、問題点の抽出も入っているという書き方を検討する。それぞれ遺構や整備の状況を説明して問題点を出している。P30 の「①本質的な価値を構成する地下遺構」のところは、地区ごとに現状と問題点を記載しているが、調査自体が本格的に進んでおらず、具体的などころで不明瞭な部分が多く、問題点の抽出ができていないところがある。何を保存すべきかに至っていない。調査が進んでいる修覆場地区と、それ以外の地区で書きぶりが違うので、そういった印象を受けたのではないかと思う。P49 の課題の整理に関しては、保存・整備・活用で分けているので、再度整理して一本に通じたものになるように検討する。

委員 調査状況が地区によって違うため、課題抽出の具合が違っているということに記載してはどうか。

### 【第3章】

委員 前回は「第4章 基本方針」の中に「4.1 基本理念」と「4.2 基本方針」があったが、今回は「第3章 基本理念」の中に「3.2 基本方針」が入っている。理念と方針は違うと思うので、分けて書いた方がいいのではないか。

事務局 修復・整備活用計画の標準構成に合わせる中で、前回の「基本理念」という名称が今回では「全体構想」に変わっている。前回の「基本方針」は今回も名称は同じだが、標準構成の中で6つの項目に分けて記載するようになっているため、内容は同一だが、中身の構成は変わっている。「標準構成」という内閣官房から示されている目次があり、第3章は基本方



針を書く章になっている。方針を決める上で、まず全体の構想を定めて、それを実現するための方針を書くという構成になっている。文言を修正する。

委員 P55 の保存の方針について、地下遺構のモニタリングは、地表面観察ではできない。「今後も埋蔵された状態での保存を図り、」も消してよい。

二つ目の「水位変動観測による補助的なモニタリングの継続」とあるが、これは根幹であるので、「補助的な」を消してはどうか。

事務局 科学的なモニタリング手法以外では、地下に埋蔵されているものの保存状態を知るためには、地表面が荒れてなければ保存を維持されているという考えで書いている。ご指摘にあわせて表現を変更する。「補助的な」という表現については削除する。

委員 保存は根幹中の根幹になるところ。厳密に表現する必要がある。

委員 P54 の「近代初期の複雑で過渡的な様相」という表現は現代的な視点での表現であるので、「試行錯誤的な」などの感覚として表現してはどうか。

「産業遺産として伝えるべき価値の構成」とは何か。価値は様々で、などでどうか。

P55 の調査・研究の方針のところに来訪者調査があるが、産業遺産は様々な考古学的知見が必要なので、自然科学的分析研究を入れてほしい。

事務局 「過渡的な様相」の表現については検討する。

伝えるべき価値の構成の部分も表現を検討する。

調査・研究について、調査では主に考古学的な物質を扱うものと記録を扱うものという大きな区分けをしており、今言われたのは考古学的な埋蔵文化財の手法に入るのでないかと考えている。検討する。

委員 きちんと入れておいたほうが将来的に効くのではないか。

委員 調査研究の 3 つ目「来訪者の動態調査」は「活用事業の方針」に関連付けたほうが良い気がする。

事務局 修復・整備活用計画の標準構成の中では、調査研究が以下の全ての項目にかかっているので、価値の強化のための調査、保存のための調査、整備のた

めの調査や来訪者の調査がここに集約する構成になっている。

委員 県民の意識調査、来訪者の意識調査もここに記載するのか。

委員 そこまで入れるのであれば、どういう風に伝えていくのかという方法に関する研究をする必要がある。本来は博物館や社会教育施設の業務の中に入っているはずなのだが、きちんと目的意識を持って研究ができているところは非常に少ない。三重津の場合は、どうやって伝達するかということは価値の中身を伝える上で非常に重要なので、調査研究に入れても良いのではないか。

事務局 第 3 章の基本方針については途中経過である。構造は基本的に変わらないが、書きぶりは今後もよりよいものにしていきたい。現段階でのイメージとしてご理解いただきたい。

#### 説明

・計画の第 4 章～第 6 章について説明（資料④-2）

#### 質疑応答

##### 【第 5 章】

委員 P2 の 5.1 基本的な考え方について地下の木製建造物の状態を「確認するため」ではなく「保全をするため」である。「定期的なモニタリング（地下水位・水質等）」とあるが、全て地下のことなので、さらに溶存酸素を入れて 3 要素にし、「定期的な地下のモニタリング（水位・水質・溶存酸素）」としたほうが良い。

事務局 基本的な考え方の下に次回具体的な案を提示するので、その時にまたご意見をいただきたい。

委員 なぜ遺構が残っているのか、守っていくために何が必要かという保存方法に関することを伝える展示も考える必要がある。これは大事なところなので盛り込んでほしい。

##### 【第 6 章】

委員 P2 の修景計画②「産業景観」という言葉が使われているが、稼動しているものというイメージが強い。「明治日本の産業革命遺産」に引きずられ

ているのかと思うが、あくまで遺跡であるので、「産業景観」という言葉はどうかと思う。

委員                    そういう景観があって、それをどう補完するかということだと思うが、検討してほしい。

委員                    見えない三重津をどう見せるかということだが、資料④-3の4つの案について、モニタリングの関係もある。現状では丸田などの木製構造物が長い間残されているが、C・D案は水流、水位、水質など地下の環境を大幅に変えてしまう可能性がある。今残っている保全環境を大幅に変えてしまい、その結果遺構に多大な影響を与えてしまうことを考えると、保全の問題から厳しいと思う。

委員                    C・D案について、観光や行政の観点から「こういうことはできないのか」という意見が今後必ず出てくるので、それはできないという説明ができるように検討しておく必要がある。

委員                    C・D案はありえない。D案だと溜まった水が遺構の方向へ行かないように遮断されていれば良いが、溜まった水は酸素がいっぱいあるので、その水が地下空間に入っていくと、遺構に酸素をたくさん与えてしまうので避けるべき。C案は地下水位を遮断してしまう可能性がある。C・D案の2～3mの穴を開けるといのは、安全性の問題から考えても厳しい。B案をどこまで下げるかという点だが、地下水位よりも上の辺りが限界くらいに考えたほうが良い。B案が10cmか2mかわからないため、やり方、工夫次第だろうが、B案とC案の間、地下水位を確保しながらどこまで下げられるかということかと思う。そもそもドライドックは土でできているというのが特徴なので、コンクリート擬岩等というのはいない。土であることが最大の特徴であるということは見ただ目にも示すべき。

委員                    P4の遺構表現に関する諸条件の整理のところ、「説明」のところに「露出展示」「遺構複製展示」の2種を掲げながら、「本史跡における考え方」では「基本的に復元展示を行わない」とある。露出展示を否定するのは分かるが、複製展示は埋めながらでもできるので、否定の対象にはならない。遺構の複製展示が今までだとプラスチック、いわゆるレプリカだったので、水のあるところでは数年で駄目になるが、最近は陶器で作る手法が技術的に可能になってきているため、それを使えばできなくはな

い。キトラや高松塚では実際に陶器を使って精巧な複製を作っている。基本的な考え方の中で、完全に復元展示を否定してしまうのはやりすぎ。検討の余地はある。

委員 炉の跡などについては大いに考えられる。

事務局 上段の遺構展示について、露出展示、遺構複製展示を分けて記載する。

委員 頻度は少ないが、高潮になると土のところまで水が来る。その度にゴミがたくさん残されて、地元の人がゴミ拾いで大変な思いをしているので、それも考慮する必要がある。そうすると A 案しかないのでは。排水設備が必要だが、それでも泥とゴミは溜まる。

委員 ドックを見たいというのは正当な欲求なので、説明を重ねていかなければならないだろう。メディアの皆さんもこの議論の内容を正確に伝えていただきたい。

委員 C・D 案はそもそも河川法的に問題ないのか。

事務局 河川事務所とも事前にこの案を提示して協議した。

筑後川河川事務所 C・D 案について、絶対に許可できないということはなく、一定の条件をクリアできればよい。水辺と河川敷に護岸があるので護岸を壊すのであれば、護岸の役割を持つ代替施設をつくれればよい。C・D 案の概要に「適度な覆度を行った上で護岸構造物を設け」とあるように、覆土の上に護岸構造物（コンクリート）を造って一定の強度を保ってもらえれば許可できる。

委員 そうすると復元と呼べるのか。改変ではないか。

事務局 実際にやると考えたときに、まずコストの問題がある。今言われたように、「復元」と言えるのか、メンテナンスも非常に手間がかかるという問題もあるため、C・D 案はかなりハードルが高いと事務局では考えている。

委員 C・D 案も検討したとききちんと残しておけば、要望があった時に説明できると思う。

委員                   ここから先はもう少し他の条件が詰まってこないと議論が進まないと思う。今日は 6 章まで素案について検討いただいた。ドックの復元について、大胆な仮説的な提案も検討した上で、困難という結論にしたい。ドックを見たいという要求が出てくるのは悪いことではなく、関心を持ってもらうのは良いことなので、そのときにきちんと理由を説明していければと思う。

事務局               3 章は今後ブラッシュアップして、4～6 章はもう少し具体的な形で次回提案したい。

内閣官房           3 点ばかり参考にしていただきたい。

まず、今回整理していただいた章立てについて、史跡として登録された土地の修景と緩衝地帯の修景を分けてやろうというのは結構だが、6 章の整備計画の一番コアになるところである冒頭に修景計画があるのは非常にバランスが悪い。全体のゾーニングがあって、その根拠、ストーリーを持った動線、ドックなどの個別の遺構表現等の仕方という順序でブレイクダウンが必要。章立てについて再度検討してほしい。

二つ目、ビジョンについて、事務局からブラッシュアップするという強い意思表示があったので期待したいが、現時点ではやはりビジョンになっていない。ミッションのところをもう少し具体化して書いていただければ。三重津海軍所跡の個別の価値に即した背景を中心としながら「守る」「伝える」「受け継ぐ」というミッションについてももう少し詳しく整理をする。それがミッションでありビジョンになる。現在の P54 でビジョンらしいことが書かれているのは第 5 段落の 4 行だけである。

三つ目、タイトルについて、少し審議をしたいと思うが、現行のようにまず総合的なタイトルがあって、史跡の計画、世界遺産の計画のタイトルがあってよいと思っている。しかし世界遺産の計画のタイトルについて、少し長いが「世界遺産『明治日本産業革命遺産』三重津海軍所跡修復・整備活用計画」としてほしい。本文の内容も史跡の内容を書いて、世界遺産の内容を書くというオーダーで、正当性を持って整理をしてほしい。

事務局               次回の会議の日程について、委員のスケジュールがまだ出揃ってはいないが、第 4 回委員会の日程は平成 29 年 1 月 13 日（金）が濃厚という状況。時間帯は今回同様午後の予定。現段階ではその日程を抑えていただ

きたい。